

<h1>静岡市報</h1>	No. 187
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

**条 例**

- 静岡市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・ 8
- 港湾会館清水日の出センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 9

**規 則**

- 静岡市公印規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

**告 示**

- 静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示の一部改正  
・・ 16

＜本号で掲載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市手数料条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第71号）

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴い、建築関係手数料について、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例等の一部を改正する条例  
（平成30年静岡市条例第72号）

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの人員に関する基準について、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第73号）

小鹿老人福祉センターにおいて、指定管理者による利用料金制へ移行することに伴い、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第74号）

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について、所要の改正をすることとした。

---

◇ 港湾会館清水日の出センター条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第75号）

港湾会館清水日の出センター及び港湾会館清水日の出センター別館において、指定管理者による利用料金制へ移行することに伴い、所要の改正をすることとした。

---

# 条 例

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第71号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第7中

「			
検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請	120,000円	を	
」			
「			
検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請	120,000円	に、	
建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請	27,000円		
」			
「			
仮設建築物建築許可申請	120,000円	を	
」			
「			
仮設建築物建築許可申請	120,000円	に	
特別の必要がある仮設建築物建築許可申請	160,000円		
」			

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第72号

静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例等の一部を改正する条例

(静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正)

第1条 静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例(平成27年静岡市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「主任介護支援専門員(」の次に「法第7条第5項に規定する介護支援専門員であって、」を加え、「であって、その修了の日から起算して5年を経過しないもの又は当該研修若しくは同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したものを(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)」に改める。

(静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例(平成28年静岡市条例第66号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修(この条例による改正後の静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条

第1項第3号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。)を修了した者(以下「平成26年度以前修了者」という。)については、平成31年3月31日(平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日)までの間は、新条例第3条第1項第3号に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修(同号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。)を修了しているものとみなす。

- 3 前項の規定により新条例第3条第1項第3号に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しているものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(同号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のをいう。以下同じ。)以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。
- 4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第3条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。
- 5 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、この条例の施行の日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。

静岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第73号

##### 静岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

静岡市老人福祉センター条例（平成15年静岡市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第18条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第13条から第15条までを削る。

第16条第1項中「（静岡市小鹿老人福祉センター以外のセンターに係るものに限る。以下この項において同じ。）」を削り、同項ただし書及び同条第2項中「第18条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条を第13条とし、第17条を第14条とする。

第18条第2項中「静岡市小鹿老人福祉センター以外の」を削り、同条を第15条とし、第19条から第24条までを3条ずつ繰り上げる。

別表中「第18条関係」を「第15条関係」に改め、「静岡市小鹿老人福祉センター以外の」を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### （施行前の準備）

- 2 この条例の施行の日において静岡市小鹿老人福祉センターの指定管理者となるものは、同日前においても、この条例による改正後の静岡市老人福祉センター条例第15条第3項の規定の例により同日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。

静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第74号

静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年静岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「第2項」の次に「、第7項」を加え、同条第6項中「以外の」の次に「養護老人ホーム、」を加え、同条第7項ただし書中「できる」を「でき、第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上とする」に改め、同条第10項ただし書中「サテライト型養護老人ホーム」の次に「又は指定特定施設入居者生活介護（静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第237条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第225条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム」を加え、同条第12項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

第13条中「1の」を「一の」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



港湾会館清水日の出センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第75号

港湾会館清水日の出センター条例の一部を改正する条例

港湾会館清水日の出センター条例（平成15年静岡市条例第215号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「第16条」を「第14条第1項」に改める。

第8条を次のように改める。

（利用料金）

第8条 第6条第1項の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、第14条第2項の利用料金を、指定管理者の定めるところにより当該指定管理者へ支払わなければならない。

第9条及び第10条を削り、第11条を第9条とし、第12条を第10条とし、第13条を第11条とする。

第14条中「第12条」を「第10条」に改め、同条を第12条とし、第15条を第13条とする。

第16条に次の4項を加え、同条を第14条とし、第17条から第22条までを2条ずつ繰り上げる。

- 2 市長は、指定管理者に別表に掲げる施設及び設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者が別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 4 指定管理者は、規則で定める基準により利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

別表中「第8条関係」を「第6条、第14条関係」に改め、別表1大ホール等使用料の表中「大ホール等使用料」を「大ホール等の利用料金の限度額」に、

「

区分	使用料

を

」

「  

区分	金額
----	----

  
」に

改め、別表2別館使用料の表中「別館使用料」を「別館の利用料金の限度額」に、

「  

区分	使用料
----	-----

  
」を

「  

区分	金額
----	----

  
」に

改め、別表3冷暖房使用料の表中「冷暖房使用料」を「冷暖房の利用料金の限度額」に、

「  

区分	使用料（1時間につき）
----	-------------

  
」を

「  

区分	金額（1時間につき）
----	------------

  
」に

改め、別表4備品（器具）使用料の表中「備品（器具）使用料」を「備品（器具）の利用料金の限度額」に、

「  

区分	単位	使用料
----	----	-----

  
」を

「  

区分	単位	金額
----	----	----

  
」に

改め、別表備考7中「冷暖房使用料については」を「冷暖房の利用料金の限度額は」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例の施行の日において指定管理者となるものは、同日前においても、この条例による改正後の港湾会館清水日の出センター条例第14条第3項の規定の例により同日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。

# 規 則

静岡市規則第88号

静岡市公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年11月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公印規則の一部を改正する規則

静岡市公印規則（平成15年静岡市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2市長印の表中

「

局専用市長印	31	隸書	正方形	方24	12	事務専決規則第8条第3項の局筆頭課長及び消防総務課長	局の分掌事務(国、地方公共団体等に対する要請、要望、請願及び陳情に関する事務、2以上の局に関連する事務並びに総務課長が特に必要と認める事務並びに他の専用公印の用途に定められたものを除く。)用
--------	----	----	-----	-----	----	----------------------------	---

を

」

「

局専用市長印	31	隸書	正方形	方24	12	事務専決規則第8条第4項の局筆頭課長及び消防総務	局の分掌事務(国、地方公共団体等に対する要請、要望、請願及び陳情に関する事務、2以上の局に関連する事
--------	----	----	-----	-----	----	--------------------------	--

に

						課長	務並びに総務課長が特に必要と認める事務並びに他の専用公印の用途に定められたものを除く。) 用
--	--	--	--	--	--	----	--

」

改め、別表第3の4その他の印の表中

「

予防課専用 消防長印	26	隸書	正方形	方21	5	予防課長	危険物施設等の規制、査察及び違反処理に関する事務用
---------------	----	----	-----	-----	---	------	---------------------------

を

」

「

予防課専用 消防長印	26	隸書	正方形	方21	5	予防課長	危険物施設等の規制、査察及び違反処理に関する事務用
航空課専用 消防局長印	29	隸書	正方形	方21	1	航空課長	ヘリコプターの運行に関する事務用

に

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

## 静岡市告示第691号

静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示（平成15年静岡市告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成30年10月23日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 3 静岡市収納代理金融機関の表中

「

三井住友信託銀行株式会 社 静岡中央支店	静岡市葵区紺屋町3番地の 10	本店、支店及び出張所
-------------------------	--------------------	------------

を

」

「

三井住友信託銀行株式会 社 静岡支店	静岡市葵区紺屋町3番地の 10	本店、支店及び出張所
-----------------------	--------------------	------------

に

」

改める。

附 則

この告示は、平成30年11月1日から施行する。